

第74回“社会を明るくする運動” ～ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

強調月間 7月1日から7月31日

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。今年で74回目になります。

☆ 行動目標

- ① 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組みを進めよう
- ② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

☆ 重点事項

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会にするため

- ◎ 出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと
- ◎ 帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと

☆ 法務省ホームページ 第74回“社会を明るくする運動”

http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo03_00103.html

「BBS会員」をご存じですか？

非行少年のよき友達となり、兄や姉の立場にたって少年の悩みや喜びを共にしたり相談にのったりしながら少年の立ち直りを助けると同時に、地域社会での非行防止活動を行う青年ボランティアです。（Big Brothers and Sisters Movement の略）
お問い合わせ先 釧路保護観察所 企画調整課 TEL 0154-23-3200

「協力雇用主」をご存知ですか？

犯罪や非行歴のある人たちを差別しないで、積極的に雇用してその立ち直りに協力している人です。彼らの心情を理解して安心した職場を提供することは、再犯防止に効果的です。

街頭啓発を行います

池田町実施委員会では、この運動を皆さんに理解していただくために、毎年街頭啓発を行っています。今年はずきのとおり実施します。

日時：8月25日（日）

場所：ふれあい広場会場（田園ホール前庭）（広報資料、啓発物品等を配布します。）



写真：法務省ポスターより

社会を明るくする運動とは？

罪を犯した人や非行のある少年も我々の地域社会で暮らす一人である。矯正施設等で罪を償い、又は教育を受けることとなった人も、いずれは改善更生して社会に復帰し、我々と同じ地域社会の一員として、より良い社会の実現を担う立場にある。

犯罪や非行のない安全・安心な社会を築くには、犯罪や非行から立ち直ろうとするこれらの人たちの意欲を認め、地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが不可欠であり、これにかかわる関係機関・団体の、組織を超えた連携及び協力が求められる。

今日、急速な少子・高齢化と核家族化が進む中で、家庭・学校における教育機能の低下、社会の規範意識の希薄化、我が国において伝統的に犯罪を抑止する要因として機能してきた地域社会の連携機能の低下等が指摘されている。

このような中で、民間非営利団体（NPO）、ボランティア団体等の活動に見られるように、地域社会の住民が、公的機関の施策を求めるとどまらず、自らが主体となって安全・安心な社会を築くための地域社会の課題に積極的に取り組む試みが見られ、民間の団体等による犯罪・非行の予防のための活動が、新たな発展の時期を迎えている。



写真：法務省HPより

法務省は、これまで“社会を明るくする運動”を主唱し、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動を展開してきた。“社会を明るくする運動”は、昭和24年、更生保護制度の思想に共鳴した東京・銀座の商店会連合会の有志によって実施された「銀座フェア」を始まりとする。更生保護制度施行後70年を超えた今、原点に立ち返り、安全・安心な社会

を築こうとする地域社会の取組みを促進し、関係団体の賛同を得て、安全・安心な社会を築くための民間の団体、地方公共団体等の取組みを支援することとした。

罪を犯した人や非行のある少年を励まし、その立ち直りを助け、これらを含めたすべての人が幸せに暮らせる安全・安心な社会を実現するために、この運動に対する多くの方々への賛同を切望する。

第74回“社会を明るくする運動”

道東地方推進委員会実施要綱の趣旨より

“社会を明るくする運動”の正式なシンボルマークとなりました「黄色い羽根」について説明いたします。平成20年ころから九州・長崎地区保護司会が本運動への賛同を呼びかけるのに使用したことがきっかけとなっており、これまでの社会を明るくする運動のシンボルマークである黄色いひまわりもイメージすることから、次第に他の都道府県への広がりを見せ、全国的に展開させることになりました。

また、この「黄色い羽根」は赤い羽根や緑の羽根のように募金を目的とするものではないことにご配慮願いたいと思います。



写真：法務省ポスターより